

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月26日（平成29年（行情）諮問第263号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第474号）

事件名：保険医療機関等管理システムにおける指導講評セット（平成28年度版，医科，歯科）の作成の経緯が分かる議事録の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「指導講評セットの作成の経緯がわかる議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年2月6日付け厚生労働省発薬生0206第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求の趣旨

保険医療機関等管理システムにおける指導論評セット（平成28年度版，医科，歯科）の作成の経緯が分かる議事録を不開示（不存在）とした処分を取り消すとの裁決を求める。

###### イ 審査請求の理由

###### （ア）「指導講評セット（平成28年版）」について

「指導講評セット（平成24年度版，医科，歯科）」については、平成27年9月17日付けの情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年度（行情）答申第330号，331号）を受けた平成27年11月16日付け厚生労働大臣の決定（厚生労働省発保1116第2号，3号）により、原処分において不開示とした部分の全てが開示された。

その後、平成28年4月1日の診療報酬改定を受け作成された「指導講評セット（平成28年版，医科版，歯科診療所版，歯科病院版）」が、上記2の開示決定により開示されたところである。

「指導講評セット」について厚生労働大臣は、「効率的に個別指導を行うため、過去の経験やノウハウを踏まえ、指導の着眼点や項目を絞り込んで記載しているもの」（平成27年（行情）諮問第368号，第369号）と説明している。

実際に「指導講評セット」の平成24年版と平成28年度版を比較してみると、診療報酬点数表の項目や算定要件等の変更とともに、「〇〇を〇〇で算定していた例が見られたので改めること」を「〇〇を〇〇で算定していた不適切な例が見られたので改めること」（下線部の文言追加）、「自主返還に係る事項」について「〇〇の不適切な請求については、正しい点数との差額」を「〇〇の不適切な請求については、[その全額・正しい点数との差額]」（同）など、「過去の経験やノウハウを踏まえた指導の着眼点」についても数多くの箇所の変更がなされている。

(イ) 「不存在」が事実であれば、関係法令に抵触するおそれがあること

原処分では、「指導講評セット（平成28年度版，医科，歯科）の作成の経緯が分かる議事録」について「作成しておらず、これを保有していないため」との理由で不開示とされたが、これは「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号。以下「公文書管理法」という。）4条に抵触するおそれがあると考えられる。

保険医及び保険医療機関等への行政指導は、健康保険法73条，国民健康保険法41条及び高齢者の医療の確保に関する法律66条等の規定により、地方厚生（支）局と都道府県が共同で行なっているものであり、都道府県においては国民健康保険法119条の2，高齢者の医療の確保に関する法律165条及び地方自治法2条9項1号の規定により法定受託事務と定められ、各都道府県の事業予算も設けられている。

公文書管理法4条では「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について文書を作成しなければならない。」として、「複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びそ

の経緯」に関する文書の作成義務を課している。

複数の行政機関が共同で行う行政指導において、指導の着眼点も含めた指導内容の変更がなされた場合に、その経緯の分かる議事録及び関連資料が一切存在しないとは考えにくいものである。

(ウ) 「不存在」が事実であれば、国家公務員の倫理規程に違背するおそれがあること

厚生労働省保険局医療課に在籍し、特別医療指導監査官として指導・監査を行う立場であった職員の収賄容疑による逮捕（平成22年9月25日）を踏まえ、厚生労働省職員による不祥事の再発を防止するため「保険医療機関等に対する指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チーム」が平成22年12月17日に公表した「中間とりまとめ」に基づいて、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室（以下「医療指導監査室」という。）が平成23年4月1日付けで発出した通知「指導監査担当職員が業務を行う上でのルールの明確化について」（以下「通知」という。）では、「1 対外的な発言等」として「（1）職員が、業務に関し、対外的に発言等を行おうとする場合、個人の立場で行うことを明示する場合を除き、必ず上司等の了解を得ること。なお、「対外的」とは、マスコミ、医療関係団体等の各種団体、個人のほか、地方厚生（支）局等（地方厚生（支）局及び都府県事務所をいう。以下同じ。）、医療指導監査室以外に対して行うものを、「発言等」とは業務を遂行するに際しての方針、個別案件の処理に関する処理方法について、一定の見解・解釈を示し、または指示等を行うことを目的としたものを、それぞれいうものである。」としている。

また「通知」では、「2 報告・連絡・相談」として「（1）外部からの照会等に基づく回答等、対外的な発言等を行う必要が生じた場合」は、「①連絡 職員は、照会等があったことを上司等に連絡する。」、「②相談 遅滞なく回答等の素案を作成し、その内容について上司等の許可を得る」、「③報告 上司の許可を受け次第、早期に回答等を行うとともに、その内容を上司等へ報告する」、 「（2）前記（1）の報告・連絡・相談は原則として電子メールを用いる」とされている。

情報公開制度において開示請求の対象は「決裁、供覧等手続を終了したものに限らず、職員が組織的に用いるものとして行政機関又は独立行政法人等が保有する文書、図面及び電磁的記録（フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報）」（総務省ホームページ）とされており、報告・連絡・相談に関する電子メールや、相談のため作成された素案も開示請求の対象となり

うるものと考えられる。

つまり、医療指導監査室が「指導講評セット」を作成し、地方厚生（支）局に示す場合には、素案を作成した上でその内容について上司の許可を得る必要があり、「不存在」が事実であるならば「報告・連絡・相談」がなされずに「指導講評セット」が作成されたこととなるが、これは「通知」が「本取扱いに違反する取扱いがなされたものは公式見解等として取り扱われない」としているとおり、指導監査担当職員の倫理規程に違反した行動と考えられる。

なお、審査請求人は原処分を受け、平成29年2月8日に開示の実施方法の申出を行うにあたり担当課である医療指導監査室に問い合わせた際、担当の特定職員から「指導講評セット」に関する起案及び決裁は一切行われておらず、特定医系技官の一存で作成されている旨の教示があったことを申し添える。

## （2）意見書

ア 諮問庁が行なった「指導講評セットを作成した経緯が記録された行政文書」の特定は請求内容を限定的に解しており不当である。

諮問庁は、「指導講評セットを作成した経緯が記録された行政文書」について、原処分では「作成しておらず、これを保有していない」とした不開示理由を、諮問にあたり、「作成されているが、廃棄されている」と変更した上で、「当該改訂作業にあたり、送受信されたメール及び「指導講評セット」の改訂案」を特定したが、請求内容を限定的に解しており不当である。

理由説明書における諮問庁の説明をまとめると、次の4点の考え方に整理できる。

- ① 地方厚生局と都道府県が共同で行う行政指導における「指導結果について保険医療機関等へ講評する際のチェックリスト」については、公文書管理法4条に規定する「処理に係る事案が軽微なもの」に該当する（経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証するための文書の不存在）
- ② 改訂担当職員の一存で最終決定でき、医療指導監査室長の決裁は不要（決裁文書の不存在）
- ③ 改訂に係る基本的な考え方や関係職員の役職及びその範囲、スケジュールなど、具体的な取扱いは担当職員の裁量で決定できる（改訂作業に係る事務処理要項の不存在）
- ④ 改訂作業は医療指導監査室のみで行う。（文書の不存在の確認は担当課室内のみ）

上記の考え方には、少なくとも下記のような問題があると考えられる。

(ア) 指導講評セットは、健康保険法に基づく厚生労働大臣の指導内容そのものであると同時に、指導の客観性・公平性を担保する性格も有するものである

指導講評セットについては、諮問庁が「指導に当たっての着眼点が（中略）具体的に記載されている」、「保険医療機関が保険診療にあたって遵守すべき規則や事項は極めて多岐に渡るところ、効率的に個別指導を行うため、過去の経験やノウハウを踏まえ、指導の着眼点や項目を絞り込んで記載している」（平成27年（行情）諮問第368号，第369号）と説明しているとおりに、健康保険法に基づく保険医療機関に対する行政指導において、①保険診療の質的向上及び適正化を図り、保険診療の取扱いや診療報酬請求に関する事項を周知徹底するための指導内容そのものであると同時に、②指導後の業務において「指導当日のチェックリスト等を精査し、指摘事項が過去の事例と比較して齟齬がないか等の確認を行う」（医療指導監査業務等実施要領 指導編 平成28年3月版67頁）ための、行政指導の客観性・公平性を担保する性格も有している。

厚生労働大臣の指導内容を決定し、行政指導の客観性・公平性を担保する行政文書の改訂が、公文書等の管理に関する法律4条に規定する「処理に係る事案が軽微なものである場合」に該当するとは考えられない。

なお、「処理に係る事案が軽微なものである場合」については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において、「事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ当該事業が歴史的価値を有さないような場合であり、例えば、所掌事務に関する単なる照会・問い合わせに対する応答、行政機関内部における日常的業務の連絡・打合せなどが考えられる。当該事案が政策判断や国民の権利義務に影響を及ぼすような場合は含まれない」とされていることを申し添える。

(イ) 指導講評セットの記載内容には、地方厚生局が作成した集団指導用資料及びパワーポイントを根拠とするものも含まれる

諮問庁は、歯科指導講評セットにおける記事内容のうち「診療録の記載に係る不適切な例」の根拠となる通知等の開示請求に対して、地方厚生局及び都道府県事務所が作成した集団指導用資料及びパワーポイントの当該説明部分を特定し開示した（平成28年（行情）諮問第467号）。

つまり、指導講評セットの改訂にあたっては、一部の記載内容について、地方厚生局が作成している資料及びパワーポイントを根拠

としていることにも留意する必要がある。

事務処理要項もなく、担当者の一存で地方厚生局へ記載内容の根拠となる資料の提供依頼や確認依頼をメールで行なった上、そのやりとりの記録が全て廃棄されているとは到底考えられない。少なくとも各地方厚生局や各都道府県事務所の担当課において、「指導講評セットを作成した経緯が記録された行政文書」が保存されていないか確認する必要があると考える。

(ウ) 室長補佐以下の役職にある者の個人の立場での発言等を禁止している「保険医療機関等に対する指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チーム」中間報告書

コンタクトレンズに関連した診療報酬の扱いを巡る贈収賄事件に関係して、当時厚生労働省の現職の課長補佐（元医療指導監査室特別医療指導監査官）が逮捕されたことを契機として、保険医療機関等に対する指導監査業務の見直しに加え、省全体のコンプライアンス等について検討を行なった「保険医療機関等に対する指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チーム」は、中間報告書（平成22年12月17日）において「個人の行動を防ぐことができなかった組織的な原因を検証し、再発防止を行うことによって、同様の事例を今後可能な限りゼロに近づけることを目指す」とまとめている。

中間報告書を受けて医療指導監査室がまとめた「指導監査担当職員が業務を行う上でのルールの明確化について」（平成23年4月1日）では、地方厚生（支）局等、医療指導監査室以外に（中略）業務を遂行するに際しての方針（中略）等について、一定の見解を示し、または指示等を行うことを目的とした対外的な発言等については、「室長補佐（課長補佐を含む）以下の役職にある者は、個人の立場での発言等を行わないこと」と規定している。

保険医療機関への行政指導を担当する地方厚生局長に対して、業務遂行にあたっての方針や見解を示す指導講評セットの改訂にあたり、医療指導監査室長など責任者の決裁が不要であるとは考えられない。

なお、厚生労働省の「業務適正化推進チームとりまとめ」（平成26年7月10日）においては、「役職にかかわらず、部下を持つすべての職員（特に管理職）に対して」、「作業の段取り・スケジュールを作成し、部下と共有すること」としていることから、改訂担当者の直属の上司は、指導講評セットの改訂作業の段取りやスケジュールを作成し、保存しているはずである。

(エ) 指導講評セットの改訂にあたって「保険医等の適正な手続的処遇を受ける構利の保障」が求められるのは当然である

平成26年8月22日に日本弁護士連合会が発表した「健康保険法等に基づく指導・監査制度の改善に関する意見書」（以下、第2において「意見書」という。）では、指導・監査制度の問題点として「①手続の不透明性，②指導の密室性，③指導と監査，行政処分との連動という運用の実態」を挙げ、「指導は，監査に移行することがあることが予定され，最悪の場合，保険医指定取消という行政処分につながる。このような極めて重大な不利益処分につながるという指導，監査制度の実態からすれば，手続の出発点でもある個別指導の局面から，保険医等の適正な手続的処遇を受ける権利（憲法13条）の保障が必要であるところ，現実には極めて不透明な運用となっている」，「個別指導の措置は，当該保険医療機関等の診療内容及び診療報酬の請求の妥当性等に関して示される地方厚生（支）局の判断という公的判断であり，その判断手続は，明確に規定され運用されなければならない。しかしながら，現状においては，当該規定を逸脱する運用を可能とする余地が生じているものであり，制度に対する社会的信頼の保持という観点からも望ましくない状態と考える」と指摘し，保険医等の適正な手続的処遇を受ける権利の保障の観点から改善を求めている。

日本弁護士連合会の「意見書」発表から3年が経過しようとしている。未だに保険医療機関への行政指導において，地方厚生局が行う公的判断の根拠となる指導講評セットの改訂に関して，経緯も含めた意思決定に至る過程や医療指導監査室及び地方厚生局の指導事務を合理的に跡付け，検証するための文書を「作成していない」，「作成したが廃棄した」などの主張を繰り返す諮問庁の姿勢は，「保険診療を担う保険医等の人格の尊厳を脅かし，国民の適切な医療を受ける権利を空洞化させる危険を含んでいる」（同「意見書」）ものである。

## イ 結論

改めて該当文書を特定し，全て開示するとの決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は，平成28年12月8日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，以下に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）に係る開示請求を行った。

指導講評セットの作成の経緯がわかる議事録及び全ての関連書類

- (2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，平成29年3月27日付け(同月29日受付)で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、作成していないことからその一部を不開示とした原処分については、本件審査請求に係る開示請求対象文書は作成されているが、廃棄されているため、原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) 文書の特定について

本件開示請求は、「保険医療機関等管理システムにおける指導講評セット（平成28年度版，医科，歯科）の作成の経緯がわかる議事録及び全ての関連書類」に関して行われたものである。

指導講評セットとは、「医療監査の指導結果について保険医療機関等へ講評する際のチェックリスト」であり、これらがより適切な内容となるよう、前年度の指導結果等を踏まえて毎年度改訂している。

毎年度行う改訂作業は、会議等を開催して行うものではないことから、処分庁においては、「指導講評セット」及び「指導講評セットを作成した経緯が記録された行政文書」を本件対象文書として特定した。

### (2) 原処分の妥当性について

指導講評セットの改訂作業は、毎年度次の手順により行われている。

- ① 保険局医療指導監査室の改訂担当の職員が前年度の講評セットを元に改訂案を作成する。
- ② 指導講評セットの改訂案作成後、関係職員に当該改訂案を電子メールで提供し、変更箇所などについて確認依頼を行う。
- ③ 当該確認依頼に対し、指摘事項等がある職員は電子メールにて担当職員へ連絡を行う。
- ④ 担当職員が、指摘事項等を改訂案に反映する必要があると判断した場合は反映させ、必要がないと判断した場合は、その理由を付して、すべての関係職員に電子メールにて連絡する。

その後、②ないし④を繰返して、指導講評セットを改訂している。

このため、本件開示請求の対象である「指導講評セット作成の経緯が分かる議事録及び全ての関連資料」は、当該改訂作業に当たり、送受信されたメール及び「指導講評セット」の改訂案（以下「改訂案」という。）が該当する。

厚生労働省において職員が使用する電子メールについては、受信したメールは、システム上、受信した日から一定期間が経過すると自動的に消去される。また、送信したメールについては、職員が削除処理を行わない限り、自動的に消去されることはないが、電子メールを自動保存するために各職員に与えられるデータ容量に上限があることから、各職員は一定期間が経過し、不要となった電子メールは削除処理することが多

い。

当該電子メールは、保存期間が1年未満である行政文書として取扱っており、職務執行上利用しなくなった時点や半年に一度といった区切りの時点で適切に廃棄することとされている。

このため、本件対象文書である電子メールは、指導講評セットの改訂作業終了後は必要ないことから廃棄されている。

また、改訂案についても同様に改訂作業終了後、廃棄されている。

本件審査請求を受けて、念のため、指導講評セットの改訂作業のために送受信した電子メール及び作成された改訂案について、保険局担当課室の担当者及び室内関係者のパソコン内及び共有フォルダに該当する文書が保存されていないか、また当該担当課室内に当該電子メール等を印刷した紙媒体が保存されていないか確認したが見当たらなかった。

以上のことから、本件対象文書を保有していないとする処分庁の主張に不合理な点は認められず、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は、結論において妥当と考える。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、複数の行政機関が共同で行う行政指導において、指導着眼点も含めた指導内容の変更がなされた場合に、その経緯のわかる議事録及び関連資料が一切存在しないとは考えにくいとして原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(2)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分を維持し、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年6月26日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月25日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成30年1月18日 | 審議            |
| ⑤ 同年2月22日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、指導講評セットの作成の経緯が分かる議事録及び全ての関連資料の開示を求めるものである。

処分庁は、医科指導講評セット（平成28年度）及び歯科指導講評セット（平成28年度）の全てを開示するとともに、本件対象文書については、これを作成しておらず保有していないとして不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、

本件対象文書は既に廃棄されており、原処分は結論において妥当としていることから、本件対象文書の保有の有無について、以下、検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

指導講評セットの改訂作業は、毎年度次の手順により行われている。

- ① 保険局医療指導監査室の改訂担当の職員が前年度の指導講評セットを元に改訂案を作成する。
- ② 指導講評セットの改訂案作成後、関係職員に当該改訂案を電子メールで提供し、変更箇所などについて確認依頼を行う。
- ③ 当該確認依頼に対し、指摘事項等がある職員は電子メールにて担当職員へ連絡を行う。
- ④ 担当職員が、指摘事項等を改訂案に反映する必要があると判断した場合は反映させ、必要がないと判断した場合は、その理由を付して、すべての関係職員に電子メールにて連絡する。

その後、②ないし④を繰り返して、指導講評セットを改訂している。

このため、本件開示請求の対象である「指導講評セット作成の経緯が分かる議事録及び全ての関連資料」は、当該改訂作業に当たり、送受信されたメール及び改訂案が該当する。

厚生労働省において職員が使用する電子メールについては、受信したメールは、システム上、受信した日から一定期間が経過すると自動的に消去される。また、送信したメールについては、職員が削除処理を行わない限り、自動的に消去されることはないが、電子メールを自動保存するために各職員に与えられるデータ容量に上限があることから、各職員は一定期間が経過し、不要となった電子メールは削除処理することが多い。

当該電子メールは、保存期間が1年未満である行政文書として取扱っており、職務執行上利用しなくなった時点や半年に一度といった区切りの時点で適切に廃棄することとされている。

このため、本件対象文書である電子メールは、指導講評セットの改訂作業終了後は必要ないことから廃棄されている。

また、改訂案についても同様に改訂作業終了後、廃棄されている。

本件審査請求を受けて、念のため、指導講評セットの改訂作業のために送受信した電子メール及び作成された改訂案について、保険局担当課室の担当者及び室内関係者のパソコン内及び共有フォルダに該当する文書が保存されていないか、また当該担当課室内に当該電子メール等を印刷した紙媒体が保存されていないか確認したが見当たらなかった。

以上のことから、本件対象文書を保有していないとする処分庁の主張

に不合理な点は認められず、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は、結論において妥当と考える。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 指導講評セットは、指導の効率的な運営に資するため、過去の指導における主な指摘事項を取りまとめたものであり、指導を行う際のチェックリストとして用いられており、その改訂に際しては診療報酬の改訂項目などを反映させている。

改訂作業は、担当官同士のメールのやり取りを通して行っており、議事録を作成することはない。仮に集まって打合せを行ったとしても、改訂案を基に意見出しや改訂内容の可否についての話し合いがなされると考えられ、審議会や検討会とは異なるものであり、議事録を作成することはない。

改訂作業に係るやり取りの結果は、次年度において使用する指導講評セットに反映されているため、改訂の経緯を残す必要がないことから、その記録はない。なお、当該改訂作業に関して送受信されたメールについて、サーバーも確認したが、既に存在しなかった。

イ 指導講評セットの改訂に当たってやり取りしたメールについては、厚生労働省行政文書管理規則（平成23年4月1日。厚生労働省訓20号。以下「文書管理規則」という。）別表には規定されておらず、保存期間1年未満の行政文書に該当するものと考えられる。

(3) 当審査会において、上記(2)イについて、諮問庁から文書管理規則の提出を受け、確認したところ、同規則別表にはメールに関する記載はなく、保存期間が1年未満の行政文書に該当するものと認められる。

(4) 上記(1)ないし(3)を踏まえて検討すると、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も存在しない。また、探索の範囲についても不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子